

## 東一条通の横断歩道の移動について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年4月28日）

正門入口と吉田南構内入口の間にある横断歩道を正門近くに移動して学生が横断歩道上を渡れるようにしたうえで、歩行者優先の交通整理を要望します。

最初に、平成29年4月28日17時に、私が川端警察署を訪問して、交通課交通指導係の方に私なりに状況を説明した際の警察のご見解を紹介します。

①近くに横断歩道があるのに学生がそれを使っていないこと、さらには学生が横断歩道を渡るよう大学が指導していないとすれば大問題である。

②たとえ横断歩道上でなくても歩行者優先が大原則であり、渋滞にならない限り自動車やバイクは止まって、通行人が渡るのを待つのが世間の常識である。私から、大学側の見解は「警備員は概ねバランスよくムズな交通整理をしている」（学生意見箱2016年6月15日回答）と申し上げたところ、警察として現場をみた方がいいかもしれないとおっしゃったので、ぜひそうして下さいとお願いしておきました。警察の方は、大学が学生に横断歩道でないところをしかも自動車優先で通行させておいて、もし交通事故が発生したらどう責任をとるのかと心配しておられました。

そこで提案ですが、学生の安全確保のために、誰も使っていない正門と吉田南構内の間の横断歩道を正門近くに移動してはどうでしょうか。警察としては、申し出があれば通行人の完全確保、道路の道幅、動線などの条件を検討して、問題がなければ移動することです。さらに言えば、警察のご担当の方から、大学の担当者に警察に早いうちに相談にくるように伝えてほしいとご依頼を受けましたので申し添えさせていただきます。

繰り返しになりますが、私が要望することは、横断歩道の移動について早急に警察や公安委員会に交渉していただくことと歩行者優先の交通整理の徹底です。大学として学生の生命の安全確保は何より優先されるべきです。「正門、吉田南間の交通整理（追加質問）」（2016年10月11日）の回答のような不誠実極まりないものではとても承服できません。もし、警察に相談する必要があるというのであれば、その理由もお答えいただきたいと存じます。

【回答】（回答日：2017年6月28日）

（施設部プロパティ運用課）

川端警察署交通課へ相談に行きましたところ、4月の終わりに京都大学の学生の方から「京都大学本部構内正門入口と吉田南構内入口の間にある横断歩道の移動要望」

等についての相談を受けたとのことでした。

警察において相談内容を検討した結果、

- ・現在の横断歩道については、元々、第四錦林小学校の登下校用横断歩道として設置された経緯があり、移設するには小学校、保護者、地元住民等からの同意がなければできない。
- ・増設については、同横断歩道の近接にも横断歩道があり、円滑な交通の流れを阻害することになるためできない。
- ・東一条通は一般道路であり、横断歩道及び横断歩道のない交差点又はその直近を除いて歩行者の優先は認められない。  
又、自転車は道路交通法上、自動車と同じ車両に含まれ、自転車横断帯を除いて優先は認められない。
- ・本部構内正門付近における京大生の授業から授業への徒歩、自転車での多数の移動による危険な状態は認識しており、改めて警察として検討したが、現在のところ、事故防止に繋がる現実的・効果的な対策はないと思われる。
- ・大学において、警備員等により東一条通を通行する車両と同通りを横断する学生が安全で円滑に通行できるよう、的確な交通整理をお願いするとともに、授業のカリキュラムを変更する等して、東一条通を横断する学生の数量を減少する方策を検討願いたい。

以上のとおり、

- 横断歩道の移動及び増設は不可。
- 一般道路では横断歩道上及び横断歩道のない交差点又はその直近を除いて、歩行者の優先は認められない。
- 一般道路では自転車横断帯を除いて、自転車の優先は認められない。

との回答でありました。

警備員は、一般公道を通行する車両を強制的に停車させることができません。あくまで任意の協力を求めて、交通の安全を確保することになります。現状を把握し、東一条通を横断する学生と通過する車両とのバランスの良い、安全で円滑な交通整理に努めていきます。

今後とも、ご理解とご協力をお願い致します。

(学生担当理事・副学長 川添信介)

上記の回答中にある警察による検討結果に関連して、東一条通を横断する歩行者の交通量を減少させるために、本学としてもカリキュラムの工夫など抜本的な解決策の必要性を認識し、今後の課題と考えていることを付言しておきます。